平成２２年（フ）第９３号
香川県坂出市江尻町1552番地２
債務者　矢野　礼子
1　決定年月日時　平成22年７月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２２年（フ）第１０４号
福岡県嘉麻市下山田458番地３
債務者　下川　典子
1　決定年月日時　平成22年７月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２２年（フ）第２４７号
福岡県久留米市三潴町生岩55番地15
債務者　橋本　正勝
1　決定年月日時　平成22年７月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第６４８号
北九州市小倉南区若園１丁目10番17号　牧野荘１号室
債務者　松原　豊美
1　決定年月日時　平成22年７月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第６６５号
北九州市八幡西区上香月１丁目15番６号
債務者　中尾　節子
1　決定年月日時　平成22年７月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第６９５号
北九州市八幡東区枝光４丁目９番３―102号
債務者　栗原　芳明
1　決定年月日時　平成22年７月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第９５号
福岡県田川郡福智町上野3671番地３
債務者　松本　正子
1　決定年月日時　平成22年７月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２２年（フ）第１０５号
福岡県田川郡川崎町大字田原129番地
債務者　西山　春美（旧姓清水・宮﨑）
1　決定年月日時　平成22年７月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２２年（フ）第４４号
大分県日田市上城内町１番48の５号
債務者　佐藤　真司
1　決定年月日時　平成22年７月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで
大分地方裁判所日田支部

平成２２年（フ）第４５号
大分県玖珠郡玖珠町大字戸畑1206番地の３
島津春光方
債務者　小野　昭典
1　決定年月日時　平成22年７月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで
大分地方裁判所日田支部

平成２２年（フ）第４６号
大分県日田市竹田新町３番40号
債務者　徳永　晴子
1　決定年月日時　平成22年７月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで
大分地方裁判所日田支部

平成２２年（フ）第３７３号
鹿児島県鹿児島市唐湊４丁目19番31号
債務者　山下美枝子
1　決定年月日時　平成22年７月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第３８３号
鹿児島県鹿児島市小野３丁目971番地２
債務者　椙野　真次
1　決定年月日時　平成22年７月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第３８５号
鹿児島県鹿児島市坂之上６丁目24番36号
債務者　中嶋　朋子
1　決定年月日時　平成22年７月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第４１０号
鹿児島県鹿児島市谷山中央５丁目７番12号
地頭所102号
債務者　中野　和博
1　決定年月日時　平成22年７月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第４２７号
鹿児島県鹿児島市郡山町1210番地６
債務者　森田　健三
1　決定年月日時　平成22年７月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第４３９号
鹿児島県鹿児島市東谷山５丁目35番15号
債務者　溝口　貴子
1　決定年月日時　平成22年７月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係